

# 名古屋市地域防災計画

— 共通編 —

<平成27年6月・修正案>

名古屋市防災会議



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
1	1	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 略</p> <p>第7 略</p> <p>第8 略</p> <p>第9 略</p> <p>第10 略</p> <p>第11 略</p> <p>第2節～第28節 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>第1～第5 略</p> <p><u>第6 木造住宅密集地域の改善</u></p> <p>第7 略</p> <p>第8 略</p> <p>第9 略</p> <p>第10 略</p> <p>第11 略</p> <p>第12 略</p> <p>第2節～第28節 略</p>	<p>事項の追加</p>
2	9	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威により失ってきた。また、今日では、名古屋市を含むこの地方は、<u>東海地震や東南海地震などの大規模地震</u>による甚大かつ広範囲な災害の発生が危惧されている。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威により失ってきた。また、今日では、名古屋市を含むこの地方は、<u>南海トラフで発生する大規模地震</u>による甚大かつ広範囲な災害の発生が危惧されている。</p>	<p>想定地震の見直し</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		略	略	
3	11	<p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第1 名古屋市</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>警報（警戒宣言、地震予知情報等を含む。）</u>の伝達並びに避難の勧告又は指示及び災害広報・広聴</p> <p>11～32 略</p> <p>第2 指定地方行政機関</p> <p>略</p> <p>〔中部地方整備局〕</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>港湾における緊急物資及び人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導</u></p> <p>6 <u>港湾施設及び海岸保全施設等の総合的な応急対策・応急復旧に関する計画、指導及び事業実施</u></p> <p>7 略</p>	<p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第1 名古屋市</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）</u>の収集伝達並びに避難の勧告又は指示及び災害広報・広聴</p> <p>11～32 略</p> <p>第2 指定地方行政機関</p> <p>略</p> <p>〔中部地方整備局〕</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施（削除）</u></p> <p>6 略</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>8</u> 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>災害から港湾並びに地域住民の生命、 身体及び財産を防護するため、港湾・海 岸保全施設等の整備に関する計画・指導 及び事業を実施</u></p> <p>(6) <u>震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸 壁等の整備に関する計画・指導及び事業 を実施</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 応急復旧</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>海上の排出油災害に対し、除去等必要 な措置を実施</u></p> <p>(8) 略</p> <p>第3 愛知県 1～15 略</p>	<p><u>7</u> 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>港湾における緊急物資輸送ルート<sup>の確保</sup> に関する計画、指導及び事業実施</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 応急復旧</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>海上の流出油災害に対し、防除等必要 な措置を実施</u></p> <p>(8) 略</p> <p><u>(9) 航路啓開に関する計画に基づく、津波 流出物の除去等による海上緊急輸送路<sup>の</sup> 確保</u></p> <p>第3 愛知県 1～15 略</p> <p><u>16 緊急車両の通行を確保するための道路啓 開</u></p>	<p>対策の整備</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<u>16</u> 略	<u>17</u> 略	表記の整理
		<u>17</u> 略	<u>18</u> 略	
		<u>18</u> 略	<u>19</u> 略	
		<u>19</u> 略	<u>20</u> 略	
		<u>20</u> 略	<u>21</u> 略	
		<u>21</u> 略	<u>22</u> 略	
		<u>22</u> 略	<u>23</u> 略	
		<u>23</u> 略	<u>24</u> 略	
		<u>24</u> 略	<u>25</u> 略	
		<u>25</u> 略	<u>26</u> 略	
		<u>26</u> 略	<u>27</u> 略	
		<u>27</u> 略	<u>28</u> 略	
		<u>28</u> 略	<u>29</u> 略	
		<u>29</u> 略	<u>30</u> 略	
		<u>30</u> 略	<u>31</u> 略	
		<u>31</u> 略	<u>32</u> 略	
		<u>32</u> 略	<u>33</u> 略	
		<u>33</u> 略	<u>34</u> 略	
		<u>34</u> 略	<u>35</u> 略	
		<u>35</u> 略	<u>36</u> 略	
		第4 略	第4 略	
		第5 略	第5 略	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第6 指定公共機関 略 〔日本赤十字社〕 1 <u>東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備及び派遣を行うとともに、医療資機材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等</u> 2～5 略 略 第7、第8 略</p>	<p>第6 指定公共機関 略 〔日本赤十字社〕 1 <u>必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を要請・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等</u> 2～5 略 略 第7、第8 略</p>	<p>対策の整理</p>
4	24	<p>第4節 本市の概況 第1 略 第2 社会的条件 略 1 人口 (1) 全体人口 本市の人口は、高度成長期における産業の発展にともなう人口の都市集中や隣接市町村の編入による市域の拡大により増加してきたが、昭和40年代以降、産業構造の変化、都市の過密</p>	<p>第4節 本市の概況 第1 略 第2 社会的条件 略 1 人口 (1) 全体人口 本市の人口は、高度成長期における産業の発展にともなう人口の都市集中や隣接市町村の編入による市域の拡大により増加してきたが、昭和40年代以降、産業構造の変化、都市の過密</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>化等から周辺地域への人口流出現象が始まり、平成5年以降人口は減少傾向にある。</p> <p>人口の動きを行政区別にみると、<u>中川区、港区、緑区、天白区</u>では増加傾向にあるが、その他の<u>各区</u>では減少傾向を示している。</p> <p>(2) 昼間人口 本市は地域の中核都市として、昼間には周辺市町村から多数の通勤通学者が流入するとともに市内の人口移動もあり、都心部に位置する中区では昼間人口は夜間人口の約<u>5</u>倍となる。</p> <p>(3) 高齢者人口 災害対策上、留意すべき65歳以上の<u>夜間</u>人口の分布を見ると、中村区、<u>瑞穂区</u>といった<u>都心周辺</u>区で総人口に占める割合が高くなっている。</p> <p>2 略</p>	<p>化等から周辺地域への人口流出現象が始まり、平成5年以降人口は減少傾向にあった。<u>その後、平成9年以降は、再び、増加の傾向にある。</u></p> <p>人口の動きを行政区別にみると、<u>半数程度の区</u>では増加傾向にあるが、その他の<u>(削除)</u>区では減少傾向を示している。</p> <p>(2) 昼間人口 本市は地域の中核都市として、昼間には周辺市町村から多数の通勤通学者が流入するとともに市内の人口移動もあり、都心部に位置する中区では昼間人口は夜間人口の約<u>4</u>倍となる。</p> <p>(3) 高齢者人口 災害対策上、留意すべき65歳以上の<u>(削除)</u>人口の分布を見ると、<u>北区、中村区、南区</u>といった<u>(削除)</u>区で総人口に占める割合が高くなっている。</p> <p>2 略</p>	<p>時点修正</p>



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
5	32	<p>第7節 地震及び被害の想定 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 ライフライン被害</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 電力（中部電力株式会社）</p> <p>ア 想定地震 <u>兵庫県南部地震級の地震</u></p> <p>イ 被害状況 <u>名古屋市域における供給系施設の被害想定と機能支障お客さま数は下表のように想定される。</u> <u>なお、発電・送電・変電設備については、兵庫県南部地震以降における耐震対策の実施による設備強化等の結果、電力供給の支障となる大きな被害は生じないと想定される。</u></p>	<p>第7節 地震及び被害の想定 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 ライフライン被害</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 電力（中部電力株式会社）</p> <p>ア 想定地震 <u>想定東海・東南海・南海連動地震</u></p> <p>イ 被害状況 <u>火力発電所が立地する太平洋沿岸地域を中心に、広域かつ大規模な被災が想定されることから、発生直後の供給力は相当減少する可能性がある。一方で、お客さま設備の被災により電力需要も大きく減少する可能性がある。これら需給バランスの不均衡等により、被災直後においては名古屋市内のほぼ全域で停電が発生する可能性がある。また、流通設備についても影響を受ける</u></p>	被害想定の見直し

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考																							
		<p style="text-align: right;">(設備数は平成18年3月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">想定項目の区分</th> <th style="text-align: left;">施設名</th> <th style="text-align: left;">施設数 お客さま数</th> <th style="text-align: left;">兵庫県南部地震 被害率</th> <th style="text-align: left;">被害想定結果 (状況・数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">供給系施設</td> <td>配電線路</td> <td>1,202回線 —</td> <td>30.7%</td> <td>※1 約 369回線</td> </tr> <tr> <td>配電支持物</td> <td>184千本 —</td> <td>2.0%</td> <td>※1 約 4,783本</td> </tr> <tr> <td>変圧器</td> <td>162千台 —</td> <td>1.9%</td> <td>※1 約 3,070台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機能支障お客さま数</td> <td>1,377千口 —</td> <td>—</td> <td>※2 約 390千口</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 変圧倒壊に伴う配電柱の折損、液状化現象に伴う燃料・電線断り懸架による被害の想定。      (兵庫県南部地震時の被害を参照)      ・高圧電線 …… 35%折損・焼損、85%断線(供給支障なし)      ・支持物 …… 40%折損・倒壊、80%ヒビ割れ程度(供給支障なし)      ・変圧器 …… 23%破損・焼損、77%断線(供給支障なし)</p> <p>※2 配電線路1回線あたりのお客さま数は約1,000口</p> <p>(4) 水道(名古屋市上下水道局)          ア 想定地震          想定東海地震、想定東南海地震、想定東海・東南海連動地震、濃尾地震</p> <p>イ 被害<u>状況</u>          (ア) 水道基幹施設          取水場、導水管、浄水場、配水場、送配水幹線などの基幹施設は、耐震設計基準及び耐震診断に基づく整備の結果、想定東海・東南海地震については、被害は軽微と想定され、濃尾地震については、一部に被害は</p>	想定項目の区分	施設名	施設数 お客さま数	兵庫県南部地震 被害率	被害想定結果 (状況・数)	供給系施設	配電線路	1,202回線 —	30.7%	※1 約 369回線	配電支持物	184千本 —	2.0%	※1 約 4,783本	変圧器	162千台 —	1.9%	※1 約 3,070台	機能支障お客さま数		1,377千口 —	—	※2 約 390千口	<p style="text-align: center;"><u>ことが想定される。</u> (削除)</p> <p>(4) 水道(名古屋市上下水道局)          ア 想定地震  <u>南海トラフ地震</u>、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海・東南海連動地震、濃尾地震</p> <p>イ 被害<u>想定</u>          (ア) 水道基幹施設          取水場、導水管、浄水場、配水場、送配水幹線などの基幹施設は、耐震設計基準及び耐震診断に基づく整備の結果、想定東海・東南海<u>連動</u>地震については、被害は軽微と想定され、<u>南海トラフ地震</u>、濃尾地震につ</p>	<p>想定地震の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>想定地震の追加</p>
想定項目の区分	施設名	施設数 お客さま数	兵庫県南部地震 被害率	被害想定結果 (状況・数)																							
供給系施設	配電線路	1,202回線 —	30.7%	※1 約 369回線																							
	配電支持物	184千本 —	2.0%	※1 約 4,783本																							
	変圧器	162千台 —	1.9%	※1 約 3,070台																							
機能支障お客さま数		1,377千口 —	—	※2 約 390千口																							

連番	頁	修正前	修正後	備考																									
		<p>あるものの、系統相互のバックアップ等により、基本的機能の支障となる大きな被害は生じないと想定される。</p> <p>(イ) <u>管路(平成22年度末管路データによる試算)</u></p> <table border="1" data-bbox="403 710 985 885"> <caption>単位：か所</caption> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>想定南海地震</th> <th>想定東南海地震</th> <th>想定東海・東南海地震連動</th> <th>濃尾地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小口径配水管</td> <td>400</td> <td>810</td> <td>958</td> <td>1,511</td> </tr> <tr> <td>配水管</td> <td>74</td> <td>161</td> <td>184</td> <td>339</td> </tr> <tr> <td>被害数合計</td> <td>474</td> <td>971</td> <td>1,140</td> <td>1,850</td> </tr> <tr> <td>被害率(か所/km)</td> <td>0.057</td> <td>0.117</td> <td>0.137</td> <td>0.223</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*平成22年度末管路データをもとに算出</small></p> <p><u>被害予測調査結果から、配水管、小口径配水管ともに、市の西部・南部及び庄内川、矢田川、天白川、山崎川の流域など軟弱地盤で液状化が発生し易い地域の中心に、多くの被害が発生すると予想される。</u></p> <p>(ウ) <u>想定断水戸数(配水管の被害率を基に算出)</u></p>	想定地震	想定南海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震連動	濃尾地震	小口径配水管	400	810	958	1,511	配水管	74	161	184	339	被害数合計	474	971	1,140	1,850	被害率(か所/km)	0.057	0.117	0.137	0.223	<p>いては、一部に被害はあるものの、系統相互のバックアップ等により、基本的機能の支障となる大きな被害は生じないと想定される。<u>ただし、広域な停電が発生した場合は、一部の施設について送配水能力の低下が想定される。</u></p> <p>(イ) <u>管路(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u> 市の西部・南部及び庄内川 <u>(削除)</u>、天白川、山崎川の流域など軟弱地盤で液状化が発生し易い地域を中心、多くの被害が発生すると予想される。<u>地震による想定断水戸数は、次のように想定される。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>南海トラフ地震での被害想定に基づく修正</p>
想定地震	想定南海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震連動	濃尾地震																									
小口径配水管	400	810	958	1,511																									
配水管	74	161	184	339																									
被害数合計	474	971	1,140	1,850																									
被害率(か所/km)	0.057	0.117	0.137	0.223																									

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																													
		<table border="1"> <tr> <td>想定地震</td> <td>略</td> <td>想定東海・ 東南海地震連動</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>断水戸数(戸)</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>断水率(%)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>断水戸数(戸)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>断水率(%)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>*配水管の被害率をもとに算出</p> <p>(5) 工業用水道（名古屋市上下水道局） ア 想定地震 想定東海地震、東南海地震、想定東海・東南海地震連動、濃尾地震 イ 被害想定 (ア) 工業用水道基幹施設 浄水場、配水幹線などの基幹施設は、耐用年数を超え更新されていない施設について、<u>想定東海・東南海地震</u>により一部で機能が停止する被害が想定される。 (イ) 略</p> <p>(6) 下水道（名古屋市上下水道局）</p>	想定地震	略	想定東海・ 東南海地震連動	略	略	断水戸数(戸)	略			断水率(%)				断水戸数(戸)				断水率(%)			<table border="1"> <tr> <td>想定地震</td> <td><u>南海トラフ地震</u> (過去地震考慮)</td> <td>略</td> <td>想定東海・ 東南海連動地震</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>断水戸数(戸)</td> <td>約 357,000</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>断水率(%)</td> <td>約 30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>断水戸数(戸)</td> <td>約 70,000*</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>断水率(%)</td> <td>約 6*</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>*発災から7日後の想定断水戸数及び断水率</p> <p>(5) 工業用水道（名古屋市上下水道局） ア 想定地震 <u>南海トラフ地震</u>、想定東海地震、東南海地震、想定東海・東南海連動地震、濃尾地震 イ 被害想定 (ア) 工業用水道基幹施設 浄水場、配水幹線などの基幹施設は、耐用年数を超え更新されていない施設について、<u>南海トラフ地震</u>により一部で機能が停止する被害が想定される。 (イ) 略</p> <p>(6) 下水道（名古屋市上下水道局）</p>	想定地震	<u>南海トラフ地震</u> (過去地震考慮)	略	想定東海・ 東南海連動地震	略	略	断水戸数(戸)	約 357,000	略			断水率(%)	約 30				断水戸数(戸)	約 70,000*				断水率(%)	約 6*			南海トラフ地震での被害想定に基づく修正及表記の整理
想定地震	略	想定東海・ 東南海地震連動	略																																														
略	断水戸数(戸)	略																																															
	断水率(%)																																																
	断水戸数(戸)																																																
	断水率(%)																																																
想定地震	<u>南海トラフ地震</u> (過去地震考慮)	略	想定東海・ 東南海連動地震	略																																													
略	断水戸数(戸)	約 357,000	略																																														
	断水率(%)	約 30																																															
	断水戸数(戸)	約 70,000*																																															
	断水率(%)	約 6*																																															

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ア 想定 想定東海地震、想定東南海地震、想定東海・東南海<u>地震連動</u>、濃尾地震</p> <p>イ 被害想定<u>の範囲</u> <u>下水道基幹施設、管路施設</u></p> <p>ウ 被害想定 <u>想定している4つの地震のうち最も大きな影響を与える地震として、想定東海・東南海地震連動、濃尾地震による被害を想定</u></p> <p>(ア) 下水道基幹施設 水処理センター、ポンプ所などの基幹施設については、想定東海・東南海<u>地震連動</u>、濃尾地震において側方流動による甚大な被害は生じないものの、液状化や地震動による被害が想定される。</p> <p>(イ) 管路 略</p> <p>表中 <u>想定東海・東南海地震連動</u></p>	<p>ア 想定<u>地震</u> <u>南海トラフ地震</u>、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海・東南海<u>連動地震</u>、濃尾地震</p> <p>イ 被害想定 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(ア) 下水道基幹施設 水処理センター、ポンプ所などの基幹施設については、<u>南海トラフ地震</u>、想定東海・東南海<u>連動地震</u>、濃尾地震において側方流動による甚大な被害は生じないものの、液状化や地震動による被害が想定される。</p> <p>(イ) 管路 略</p> <p>表中 <u>想定東海・東南海連動地震</u></p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																
		略	<table border="1"> <tr> <td>想定地震</td> <td>南海トラフ地震（過去地震考慮）</td> </tr> <tr> <td>機能支障人口（率）</td> <td>約61,000人（約3%）</td> </tr> </table>	想定地震	南海トラフ地震（過去地震考慮）	機能支障人口（率）	約61,000人（約3%）																																													
想定地震	南海トラフ地震（過去地震考慮）																																																			
機能支障人口（率）	約61,000人（約3%）																																																			
6	38	<p>第8節 原子力災害の想定</p> <p>第1 災害の想定</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 原子力等災害</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>原子力発電所又は原子炉施設名</td> <td>事業所名</td> <td>略</td> <td>原子炉</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td>略</td> <td colspan="2">3基</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>略</td> <td colspan="2">2基</td> </tr> <tr> <td>高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）</td> <td>独立行政法人 日本原子力研究 開発機構</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1 略</p>	原子力発電所又は原子炉施設名	事業所名	略	原子炉	略				美浜発電所	略	3基		略				敦賀発電所	略	2基		高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）	独立行政法人 日本原子力研究 開発機構			<p>第8節 原子力災害の想定</p> <p>第1 災害の想定</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 原子力等災害</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>原子力発電所又は原子炉施設名</td> <td>事業所名</td> <td>略</td> <td>原子炉</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td>略</td> <td colspan="2">3基<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>略</td> <td colspan="2">2基<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）</td> <td>国立研究開発 法人日本原子力 研究開発機構</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1 略</p> <p>※2 美浜発電所の1号機及び2号機は廃炉に向けた手続中</p> <p>※3 敦賀発電所の1号機は廃炉に向けた手続中</p>	原子力発電所又は原子炉施設名	事業所名	略	原子炉	略				美浜発電所	略	3基 <sup>※</sup>		略				敦賀発電所	略	2基 <sup>※</sup>		高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）	国立研究開発 法人日本原子力 研究開発機構			<p>組織名の変更</p> <p>廃炉の決定</p>
原子力発電所又は原子炉施設名	事業所名	略	原子炉																																																	
略																																																				
美浜発電所	略	3基																																																		
略																																																				
敦賀発電所	略	2基																																																		
高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）	独立行政法人 日本原子力研究 開発機構																																																			
原子力発電所又は原子炉施設名	事業所名	略	原子炉																																																	
略																																																				
美浜発電所	略	3基 <sup>※</sup>																																																		
略																																																				
敦賀発電所	略	2基 <sup>※</sup>																																																		
高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）	国立研究開発 法人日本原子力 研究開発機構																																																			

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><b>※2</b> 略</p> <p>第 2 地理的条件などによる原子力災害に対する考え方</p> <p>東日本大震災を起因とした東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子力災害対策特別措置法が改正された。また、環境省の外局として設置された原子力規制委員会により、原子力災害対策指針が規定された。同法の定めにより、同指針により規定する原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)内の地方公共団体においては、地域防災計画に原子力災害対策編を策定することが義務付けられた。</p>	<p><b>※4</b> 略</p> <p>第 2 地理的条件などによる原子力災害に対する考え方</p> <p>東日本大震災を起因とした東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子力災害対策特別措置法が改正された。また、環境省の外局として設置された原子力規制委員会により、原子力災害対策指針が規定された。同法の定めにより、同指針により規定する原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)内の地方公共団体においては、地域防災計画に原子力災害対策編を策定することが義務付けられた。</p> <p><u>その後、平成 27 年 4 月に、原子力災害対策指針が改正され、原子力災害における緊急時の防護措置の判断あたって、緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEED I)等の予測的手法は活用しないという考え方が示された。また、UPZ外の地域では、国が主体となって緊急時モニタリングを実施することとし、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれ</u></p>	<p>原子力災害対策指針の改正</p>

共通編

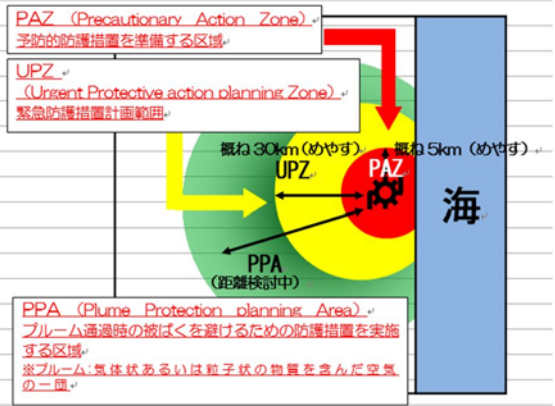
連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>愛知県及び本市は、原子力災害対策重点区域（PAZ，UPZ）には指定されていない。しかしながら東京電力福島第一原子力発電所の事故に鑑み、原子力災害が広範囲に渡り被害をもたらす可能性があることを考慮し、次の事項を主眼とした対策を講ずることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ モニタリングの充実…放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないが、測定器を使用することでの的確に計測できるため、各モニタリングポスト及び市内各所での空間放射線量率等の測定を実施する。</li> <li>➤ 情報管理…国、県、関係市町村及び原子力事業者等との連携を緊密に保ち、正確</li> </ul>	<p><u>ある場合には、放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施することを基本とした。一方、PAZ外の地域における安定ヨウ素剤の配布・服用については、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すこととしている。</u></p> <p>愛知県及び本市は、原子力災害対策重点区域（PAZ，UPZ）には指定されていない。しかしながら東京電力福島第一原子力発電所の事故に鑑み、原子力災害が広範囲に渡り被害をもたらす可能性があることを考慮し、次の事項を主眼とした対策を講ずることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ モニタリングの充実…放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないが、測定器を使用することでの的確に計測できるため、各モニタリングポスト及び市内各所での空間放射線量率等の測定を実施する。</li> <li>➤ 情報管理…国、県、関係市町村及び原子力事業者等との連携を緊密に保ち、正確</li> </ul>	



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>な情報の共有化を図る。</p> <p>➤ 情報提供…市民の具体的な行動につながるような科学的根拠に基づく、明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に正確な安心情報を提供する。</p> <p>➤ 市民の域避難の受入れ…ひとたび原子力災害が発生すれば、他の自治体において多数の避難者が発生することが予測される。そのため、本市は、国、県及び原子力事業者等と連携を図り、災害対策基本法第86条の2に基づき避難者の受入れについて想定する。</p> <p>※ <u>安定ヨウ素剤の備蓄…本市において重要なプルーム通過時の被ばく防護措置については、安定ヨウ素剤の使用も含め、今後、原子力規制委員会で検討するとされている。また、安定ヨウ素剤の服用にあたっては、以下の課題を解決する必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨウ素以外の放射性物質に効果が無い</li> <li>・投与の有効タイミングが狭い</li> </ul>	<p>な情報の共有化を図る。</p> <p>➤ 情報提供…市民の具体的な行動につながるような科学的根拠に基づく、明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に正確な安心情報を提供する。</p> <p>➤ 市民の域避難の受入れ…ひとたび原子力災害が発生すれば、他の自治体において多数の避難者が発生することが予測される。そのため、本市は、国、県及び原子力事業者等と連携を図り、災害対策基本法第86条の2に基づき避難者の受入れについて想定する。</p> <p>※ <u>安定ヨウ素剤の備蓄…本市において重要なプルーム通過時の被ばく防護措置のうち、安定ヨウ素剤の備蓄及び服用については以下の課題があるため継続検討課題とし、国の更なる動向や他の地方公共団体からの情報収集等を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨウ素以外の放射性物質に効果が無い</li> <li>・投与の有効タイミングが狭い</li> </ul>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付、投与の手順を整備し、対象者全員に届ける必要がある</li> <li>・副作用発生時の責任の所在が不明確</li> <li>・緊急時における <u>市の独自判断による</u> 服用指示について、<u>基準等の整備と責任の所在の明確化が必要</u></li> <li>・<u>プルーム通過時の防護措置については、安定ヨウ素剤の服用を含め、今後原子力規制委員会において検討予定</u></li> </ul> <p><u>そのため、安定ヨウ素剤の備蓄及び服用については継続検討課題とする。</u></p>  <p>参考 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付、投与の手順を整備し、対象者全員に届ける必要がある</li> <li>・副作用発生時の責任の所在が不明確</li> <li>・緊急時における <u>(削除)</u> 服用指示について、<u>(削除)</u> 責任の所在の明確化が必要</li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> <p>参考 略</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
7	43	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 雨水流出抑制</p> <p><u>近年</u>の都市化の進展による山林や田畑の減少は、都市全体の保水、遊水機能を低下させ、雨水の流出量の増大や流出時間の短縮化を招いている。このため、豪雨時には河川や下水道に短時間に大量の雨水が流れ込むこととなり、しばしば浸水被害が発生することとなった。また、近年は河川や下水道の計画レベルを超える豪雨が発生し、著しい浸水被害を受けている。</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>第3 地盤沈下対策</p> <p>本市の<u>地盤沈下</u>は、昭和30年代に入ってから経済の高度成長にともなって、地下水の採取量も急速に増加し、地盤沈下の進行がみられた。このため、昭和35年には、名古屋市南部地域が工業用水法（昭和</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 雨水流出抑制</p> <p><u>(削除)</u>都市化の進展による山林や田畑の減少は、都市全体の保水、遊水機能を低下させ、雨水の流出量の増大や流出時間の短縮化を招いている。このため、豪雨時には河川や下水道に短時間に大量の雨水が流れ込むこととなり、しばしば浸水被害が発生することとなった。また、近年は河川や下水道の計画レベルを超える豪雨が発生し、著しい浸水被害を受けている。</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>第3 地盤沈下対策</p> <p>本市<u>において</u>は、昭和30年代に入ってから経済の高度成長にともなって、地下水の採取量も急速に増加し、地盤沈下の進行がみられた。このため、昭和35年には、名古屋市南部地域が工業用水法（昭和31</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>31 年法律第 146 号) の地域指定を受け、揚水規制が開始された。しかし、その後も市域の南西部を中心に地盤沈下が進行し、昭和 48 年度の年間最大沈下量は、20cm にもなった。このため、昭和 49 年からは、愛知県公害防止条例（昭和 46 年愛知県条例第 32 号）及び名古屋市公害防止条例（昭和 48 年名古屋市条例第 1 号）による揚水規制を開始した。</p> <p>略</p> <p>第 4 略</p> <p>第 5 市街地の開発・整備</p> <p>既成市街地内の木造家屋密集地域、公共施設の未整備地区及び新市街地について、<u>建築物の不燃化の促進及び道路、公園など公共施設を総合的に整備することにより、災害に強いまちづくりに努めるものとする。本市では、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を通じ、また、民間による開発を誘導することにより、災害に強い都市構造への更新、強化を図るものとする。</u></p> <p><u>1 土地区画整理事業</u></p>	<p>年法律第 146 号) の地域指定を受け、揚水規制が開始された。しかし、その後も市域の南西部を中心に地盤沈下が進行し、昭和 48 年度の年間最大沈下量は、20cm にもなった。このため、昭和 49 年からは、愛知県公害防止条例（昭和 46 年愛知県条例第 32 号）及び名古屋市公害防止条例（昭和 48 年名古屋市条例第 1 号）による揚水規制を開始した。</p> <p>略</p> <p>第 4 略</p> <p>第 5 市街地の開発・整備</p> <p>既成市街地内の木造家屋密集地域、公共施設の未整備地区及び新市街地について、<u>(削除) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等を通じ、また、民間による開発を誘導することにより、災害に強いまちづくりに努めるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>震災に強いまちづくり方針の改定</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行い、健全な市街地の形成を図ることを目的とした事業で、防災面においても有効な事業である。</u></p> <p>略</p> <p>既成市街地<u>における木造家屋密集地域については、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）との連携により、老朽家屋の除去</u>、火災の延焼阻止機能を持つ道路、公園等の確保による防災、環境整備を実施している。また、新市街地において実施するものは、無秩序な市街化を防止し、災害の防止その他健全な市街地の形成を図るために進められている。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>既成市街地<u>では、老朽家屋の除去</u>、火災の延焼阻止機能を持つ道路、公園等の確保による防災、環境整備を実施している。また、新市街地において実施するものは、無秩序な市街化を防止し、災害の防止その他健全な市街地の形成を図るために進められている。</p> <p>略</p> <p><u>第6 木造住宅密集地域の改善</u></p> <p><u>木造住宅密集地域の改善にあたっては、地域の主体性を尊重したきめ細かな防災まちづくりの推進により、燃え広がりにく</u></p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第<u>6</u> 略                      第<u>7</u> 略                      第<u>8</u> 建築物の防災対策                      1～3 略                      4 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業</p>	<p><u>く、避難しやすいまちを目指すものとする。</u>  <u>1 支援制度・規制誘導手法を組み合わせた施策展開</u>  <u>建物単位・道路単位・地区単位で、支援制度と規制誘導手法を組み合わせた施策展開を図る。</u>  <u>2 地域特性に応じた施策展開</u>  <u>地域の資源や雰囲気配慮するなど地域特性に応じた施策展開を図る。</u>  <u>3 地域課題の改善に向けた総合的な施策展開</u>  <u>地域の魅力を高めるため、防災に加え、生活利便、コミュニティ、防犯の視点なども含めた総合的な施策展開を図る。</u>                      第<u>7</u> 略                      第<u>8</u> 略                      第<u>9</u> 建築物の防災対策                      1～3 略                      4 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業</p>	<p>表記の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p>現在、本市施行の市街地再開発事業を<u>日比野地区</u>、鳴海駅前地区で、民間施行の市街地再開発事業を納屋橋東地区で<u>推進</u>している。</p> <p>5 略</p> <p>第<u>9</u> 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）</p> <p>本市では、過去、濃尾地震（明治24年）、東南海地震（昭和19年）等の大地震を経験しており、<u>今後もこうした大規模な地震の発生が予想される。そのため、避難地、避難路等の各種都市防災施設の整備を推進することにより、本市の都市防災構造化を図り、もって震災時における市民の生命・財産の安全を確保することを目的として「震災に強いまちづくり方針」の中で避難地、避難路等の計画を策定している。</u></p> <p>本計画では、面積が<u>10ha</u>以上の<u>大規模な公</u></p>	<p>略</p> <p>現在、本市施行の市街地再開発事業を<u>（削除）</u>鳴海駅前地区で、民間施行の市街地再開発事業を納屋橋東地区で、<u>優良建築物等整備事業を栄一丁目6番地区で実施</u>している。</p> <p>5 略</p> <p>第<u>10</u> 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）</p> <p>本市では、過去、濃尾地震（明治24年）、東南海地震（昭和19年）等の大地震を経験しているが、<u>今後は起こりうる最大クラスの地震を想定した対策を考える必要がある。平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、地震・火災対策だけでなく、津波等を考慮した震災に強いまちづくりを進めるなかで、本市の都市防災構造化を図り、もって震災時における市民の生命・財産の安全を確保することを目的として「震災に強いまちづくり方針」の中で避難地、避難路等の計画を策定している。</u></p> <p>本計画では、面積が<u>1ha</u>以上の<u>（削除）公</u></p>	<p>事業の収束</p> <p>事業の着手</p> <p>震災に強いまちづくり方針の改定</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>園・緑地等<u>95</u>箇所、約<u>3,119</u>haを広域避難地として設定し、幅員がおおむね15m以上の広幅員道路<u>132</u>路線、約<u>594</u>kmを避難路として、広域避難地を相互に結ぶとともに、必要に応じ、広域避難地への中継地等として機能する面積が1ha以上の公園等<u>127</u>箇所を一次避難地として位置づけている。</p> <p>また、<u>避難路のうち、広域的なネットワークを構成し、避難計画上安全を確保する必要性が高い骨格避難路等については、その沿道の耐震不燃化を図る区域</u>として位置づけている。</p> <p>第 <u>10</u> 建築物の耐震不燃化</p> <p>地震時における建築物の安全を期するため、建築基準法による防災上、構造上の審査及び適切な指導を行うとともに同法及び消防法に定められた特殊建築物、大規模建築物並びに防火地域、準防火地域等の指定地域内の一般建築物に対する防火上、耐震上、避難上の構造及び施設基準に基づいて規制を行</p>	<p>園・緑地等<u>100</u>箇所、約<u>3,128</u>haを広域避難地として設定し、幅員がおおむね15m以上の広幅員道路<u>191</u>路線、約<u>685</u>kmを避難路等の<u>防災道路</u>として、広域避難地を相互に結ぶとともに、必要に応じ、広域避難地への中継地等として機能する面積が1ha以上の公園等<u>107</u>箇所を一次避難地として位置づけている。</p> <p>また、<u>十分な避難スペースを有しない避難スペース不足区域から、外周にあり避難有効面積が大きい広域避難地へと通じる主要な路線や、津波浸水想定区域から津波浸水想定区域外へと通じる主要な路線を骨格避難路</u>として位置づけている。</p> <p>第 <u>11</u> 建築物の耐震不燃化</p> <p>地震時における建築物の安全を期するため、建築基準法による防災上、構造上の審査及び適切な指導を行うとともに同法及び消防法に定められた特殊建築物、大規模建築物並びに防火地域、準防火地域等の指定地域内の一般建築物に対する防火上、耐震上、避難上の構造及び施設基準に基づいて規制を行</p>	



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>っている。これをさらに地域の特性を生かした対応となるよう検討し、建築物の耐震不燃化と火災発生の予防措置を図るものとする。また、建築物等の耐震補強、がけ崩れ等による建築物の被災防止、ブロック塀等の<u>補強補修又は生垣への改善</u>を促進するとともに、中高層建築物の窓ガラスや外装材などの破損落下及び屋外広告物の倒壊落下防止に努めるものとする。</p> <p>1 建築物の耐震性の向上</p> <p>(1) 一般建築物</p> <p>建築物の耐震性を確保するために、建築基準法に基づく構造等の審査、指導を行う。</p> <p><u>また、既存建築物の耐震化を促進するために、平成27年度までに住宅・特定建築物の耐震化率を90%にすることを目標とした「名古屋市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、助言・指導を行うとともに、耐震相談員の派遣、助成制度の充実に努め耐震化を支援するものとする。</u></p>	<p>っている。これをさらに地域の特性を生かした対応となるよう検討し、建築物の耐震不燃化と火災発生の予防措置を図るものとする。また、建築物等の耐震補強、がけ崩れ等による建築物の被災防止、ブロック塀等の<u>撤去</u>を促進するとともに、中高層建築物の窓ガラスや外装材などの破損落下及び屋外広告物の倒壊落下防止に努めるものとする。</p> <p>1 建築物の耐震性の向上</p> <p>(1) 一般建築物</p> <p>建築物の耐震性を確保するために、建築基準法に基づく構造等の審査、指導を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>対策の整備</p> <p>法の改正及び愛知県建築物耐震改修促進計画の改定</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 公共建築物 略 <u>また、既設建築物については、「名古屋新世紀計画2010」実施計画及び第7節地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき、防災活動中核拠点である市庁舎、災害医療活動拠点である病院、地域防災拠点及び避難所である小中高等学校及び市営住宅などを中心に耐震対策を実施してきた。今後は名古屋市建築物耐震改修促進計画に基づき、個々の施設の対策の必要度に応じて順次、耐震改修等の耐震対策を実施する。</u></p>	<p>(2) 公共建築物 略 <u>(削除)</u></p> <p><u>2 既設建築物の耐震性の向上</u> <u>(1) 耐震診断義務付け建築物</u> <u>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正等により耐震診断が義務付けされた不特定多数の者が利用する等の大規模建築物、避難路等沿道建築物への啓発・指導、助成制度の充実、診断結果報告の適正な受理・公表に努める。</u></p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>(2) 一般建築物</u></p> <p><u>既存建築物の耐震化を促進するために、平成27年度までに住宅・特定の建築物の耐震化率を90%にすることを目標とした「名古屋市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、助言・指導を行うとともに、耐震相談員の派遣、助成制度の充実に努め耐震化を支援するものとする。</u></p> <p><u>(3) 公共建築物</u></p> <p><u>既設の公共建築物については、「名古屋市新世紀計画2010」実施計画及び第7節地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき、防災活動中核拠点である市庁舎、災害医療活動拠点である病院、地域防災拠点及び避難所である小中高等学校及び市営住宅などを中心に耐震対策を実施してきた。引き続き「名古屋市建築物耐震改修促進計画」に基づき、個々の施設の対策の必要度に応じて順次、耐震改修等の耐震対策を実施する。</u></p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> がけ崩れ等による建築物の被災防止</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 丘陵地において盛土造成された宅地は、大地震により、一団の宅地全体が滑ったり崩れたりする滑動崩落という現象を引き起こし、建築物等に多大な被害を及ぼす可能性があることが指摘されている。本市においても、東部丘陵地域を中心に盛土を伴う造成地が多数存在していることから、大規模盛土造成地の分布状況やそれらの安全性を確認するための調査を実施し、調査結果に関する情報を市民に提供していく。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>4</u> ブロック塀等の安全対策</p> <p>ブロック塀、石塀等の倒壊による被害を防止するため、所有者による自主的な点検補強が図られるよう、技術的な相談、指導を実施する。また、危険なブロック塀等の撤去及び生垣等に改善する場合に助成を行っている。</p>	<p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> がけ崩れ等による建築物の被災防止</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 丘陵地において盛土造成された宅地は、大地震により、一団の宅地全体が滑ったり崩れたりする滑動崩落という現象を引き起こし、建築物等に多大な被害を及ぼす可能性があることが指摘されている。本市においても、東部丘陵地域を中心に盛土を伴う造成地が多数存在しており、大規模盛土造成地の分布状況を調査し、大規模盛土造成地マップとして公表した。今後は、それらの安全性を確認するための調査を実施する。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>5</u> ブロック塀等の安全対策</p> <p>ブロック塀、石塀等の倒壊による被害を防止するため、所有者による自主的な点検補強が図られるよう、技術的な相談、指導を実施する。また、危険なブロック塀等を撤去（削除）する場合に助成を行っている。</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>5</u> 略</p> <p>第 <u>11</u> 農地の防災対策</p> <p>1 湛水防除</p> <p>日光川流域及び新川流域一帯の農地は、低湿地帯にあり、長年の地盤沈下や地域の開発等で地域の実勢が変化し、かつ、排水末端地帯として従来から湛水の被害を余儀なくされているが、<u>当地域の農地排水計画を許容湛水日数3日、許容湛水深20cmを目標として、排水機の増強と排水路の改修等を積極的に推進する。</u></p> <p><u>2 ため池の補強</u></p> <p><u>本市東部丘陵地域においては、農業用水確保のため、ため池が利用されているが、これらのため池は築造年数も古く、漏水するものもあり、万一決壊した場合は下流域に多大の被害を及ぼすおそれがあるので、定期的に点検を行い必要に応じて改修工事を進め災害防止を図る。</u></p> <p><u>3 防災営農体制の確立</u></p> <p>(1) 土地改良の推進</p>	<p><u>6</u> 略</p> <p>第 <u>12</u> 農地の防災対策</p> <p>1 湛水防除</p> <p>日光川流域及び新川流域一帯の農地は、低湿地帯にあり、長年の地盤沈下や地域の開発等で地域の実勢が変化し、かつ、排水末端地帯として従来から湛水の被害を余儀なくされている <u>(削除)</u>。 <u>本市としては、湛水防除に重要な役割を果たす排水機場について、老朽化している排水ポンプの修繕などの必要な措置を講じていく。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 防災営農体制の確立</u></p> <p>(1) 土地改良の推進</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>水路<u>護岸</u>、立切、<u>井堰</u>、樋門等農業用諸施設を恒久化する事業を推進する。</p> <p>(2) 作付体系の改良                  水稻は、極早生から中生種栽培の知識の啓発普及を図る。また、畑作は、春夏、秋冬作等の防災処置及び災害後の代作について普及指導を行う。</p> <p>(3) 病虫害防除  <u>ア</u> 災害時の被害面積に応じて、必要とする農薬を農業協同組合及び業者を通じて確保し、また、畑作にあっては、特に土壌消毒剤を確保するなど農家の指導にあたる。  <u>イ</u> <u>県、市及び民有の現有防除器具の保有状況を把握し、その配備計画をたてる。</u></p>	<p>水路 <u>(削除)</u>、立切 <u>(削除)</u>、樋門等農業用諸施設を恒久化する事業を推進する。</p> <p>(2) 作付体系の改良                  水稻は、極早生から中生種栽培の知識の啓発普及を図る。また、畑作は、春夏、秋冬作等の防災処置及び災害後の代作について普及指導を行う。</p> <p>(3) 病虫害防除  <u>(削除)</u> 災害時の被害面積に応じて、必要とする農薬を農業協同組合及び業者を通じて確保し、また、畑作にあっては、特に土壌消毒剤を確保するなど農家の指導にあたる。  <u>(削除)</u></p> <p><u>3 防災協力農地登録制度の推進</u>  <u>避難空間及び災害普及用資材置場として活用できる農地を、所有者の協力のもとあらかじめ防災協力農地として登録することにより、地震災害発生時</u></p>	<p>防災協力農地登録制度の創設</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<u>における市民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る。</u>	
8	51	<p>第2節 公共施設の整備（風水害対策） 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 公園、緑地の整備 公園、緑地<u>及び広場なども</u>、道路とともに重要な防災施設である。<u>災害時の重要な避難場所、あるいは、火災発生時には延焼及び飛火を防止する防火帯であり、応急救助活動、物資集積等の基地として、また、</u>へりポートとしても活用することができるので、都市防災の観点から、<u>その配置と規模、施設内容等については十分考慮するとともに、特に、高潮災害の危険性を含む低地帯の公園については、地盤のかさ上げを行うよう考慮するものとする。また、災害時の避難路を確保するため、近隣住区相互を結ぶよう設けられる</u>緑道の整備に努めるものとする。</p> <p>第3 略</p> <p>第4 都市下水路・公共下水道等排水施設</p>	<p>第2節 公共施設の整備（風水害対策） 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 公園、緑地の整備 公園、緑地<u>は</u>、道路とともに重要な防災施設であり、<u>災害時の（削除）避難場所、あるいは（削除）火災発生時には延焼及び飛火を防止する防火帯となり、</u>応急救助活動、物資集積等の基地<u>や</u>へりポートとしても活用することができるので、<u>その配置と規模、施設内容等については都市防災の観点から（削除）十分考慮する（削除）。また、津波浸水想定区域内の大規模な公園においては、公園整備の機会をとらえ周辺の避難ビルの指定状況や地域の要望などを考慮し、高台等の整備を検討するとともに、災害時の避難路となる</u>緑道の整備に努めるものとする。</p> <p>第3 略</p> <p>第4 都市下水路・公共下水道等排水施設</p>	対策の整理

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>の整備 農地が宅地等に転用されるなど市街化の急速な進展により、<u>近年</u>、土地の利用状況が変化し、雨水の流出形態に影響を及ぼしている。このため雨水の流出量が激増し、在来の排水施設では円滑な雨水排除が困難となり、浸水、湛水の被害が発生している。これに対処するため、「名古屋市総合排水計画」に基づき、河川の整備はもとより排水区の実態を的確に把握し、幹線となる排水路、下水道等の排水施設の整備・改良を始め、排水ポンプ所の新設、機能の強化及び雨水貯留施設の築造等の雨水対策を図るほか、側溝、街きよ等末端の集水機構の整備改良を図る。また、平成12年東海豪雨、平成16年9月の集中豪雨、平成20年8月末豪雨を受けて、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に策定した「緊急雨水整備基本計画」、「第2次緊急雨水整備計画」に基づく緊急雨水整備事業を推進するものとする。</p>	<p>の整備 農地が宅地等に転用されるなど市街化の急速な進展により、<u>(削除)</u>、土地の利用状況が変化し、雨水の流出形態に影響を及ぼしている。このため雨水の流出量が激増し、在来の排水施設では円滑な雨水排除が困難となり、浸水、湛水の被害が発生している。これに対処するため、「名古屋市総合排水計画」に基づき、河川の整備はもとより排水区の実態を的確に把握し、幹線となる排水路、下水道等の排水施設の整備・改良を始め、排水ポンプ所の新設、機能の強化及び雨水貯留施設の築造等の雨水対策を図るほか、側溝、街きよ等末端の集水機構の整備改良を図る。また、平成12年東海豪雨、平成16年9月の集中豪雨、平成20年8月末豪雨を受けて、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に策定した「緊急雨水整備基本計画」、「第2次緊急雨水整備計画」に基づく緊急雨水整備事業を推進するものとする。</p>	<p>表記の整理</p>



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1～3 略</p> <p>4 排水ポンプ所の新設及び機能の強化 排水ポンプ所は、上下水道局管理 52 箇所、緑政土木局管理 <u>51</u> 箇所、名古屋港管理組合管理 2 箇所、湛水防除協議会等の管理 4 箇所及び土地改良区管理 16 箇所、合計 125 箇所が設置されているところであるが、浸水しやすい地域の実態にあわせ、都市下水路並びに公共下水道の計画との関連を考慮し、新設あるいは増設、ポンプ所の的確な配置等を行うものとする。</p> <p>略</p> <p>第 5 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 排水ポンプ所の新設及び機能の強化 排水ポンプ所は、上下水道局管理 52 箇所、緑政土木局管理 <u>52</u> 箇所、名古屋港管理組合管理 2 箇所、湛水防除協議会等の管理 4 箇所及び土地改良区管理 16 箇所、合計 125 箇所が設置されているところであるが、浸水しやすい地域の実態にあわせ、都市下水路並びに公共下水道の計画との関連を考慮し、新設あるいは増設、ポンプ所の的確な配置等を行うものとする。</p> <p>略</p> <p>第 5 略</p>	<p>時点修正</p>
9	54	<p>第 3 節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>略</p> <p>第 1、第 2 略</p> <p>第 3 公園・緑地</p> <p>公園・緑地は、良好な環境の<u>保全</u>、スポーツやレクリエーションの場等<u>としての機能</u>を<u>もつ</u>とともに、震災時には、<u>避難場所</u>、<u>避難路</u>、延焼防止のためのオープンスペースと</p>	<p>第 3 節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>略</p> <p>第 1、第 2 略</p> <p>第 3 公園・緑地</p> <p>公園・緑地は、良好な<u>都市環境を形成し</u>、<u>市民のスポーツ・レクリエーションの場・憩いの場等の役割</u>を<u>持つ</u>とともに、震災時には <u>(削除)</u> <u>避難場所</u>や<u>避難路</u>、延焼防止の</p>	<p>対策の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>して機能を果たし、また、応急救助活動や物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設<u>地等</u>として活用できる重要な施設である。</p> <p>このため、公園・緑地の整備にあたっては、その配置や規模、施設内容等について都市防災の観点から十分考慮<u>するとともに</u>、整備について今後<u>更</u>に強力に推進するものとする。</p> <p>特に広域避難場所、一時避難場所<u>等</u>に指定され<u>たり</u>、<u>緊急輸送道路に接する災害対応型</u>公園については、平常時の市民利用に<u>配慮</u>しつつそれぞれの機能を十分に発揮できるよう整備<u>する</u>ものとする。その<u>なか</u>でも長期未整備都市計画公園緑地については、住宅密集地域における避難場所としての機能や緊急輸送道路に接し復旧、復興の拠点としての機能が必要とされるところが多く、今後も整備を推し進めていくものとする。</p> <p>また、<u>避難路としての緑道についても整備を推進するものとする。</u></p> <p>第4 河川</p>	<p>ためのオープンスペースとして機能を果たし、また、応急救助活動や物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設<u>場所</u>として活用できる重要な施設である。</p> <p>このため、公園・緑地の整備にあたっては、その配置や規模、施設内容等について<u>も</u>都市防災の観点から十分考慮<u>し</u>、整備について今後<u>さら</u>に強力に推進するものとする。</p> <p>特に広域避難場所、一時避難場所に指定され<u>ている</u>公園・<u>緑地</u>については、平常時の市民利用<u>を考慮</u>しつつ、それぞれの機能を十分に発揮できるよう整備<u>を行う</u>ものとする。その<u>中</u>でも長期未整備都市計画公園緑地については、住宅密集地域における避難場所としての機能や緊急輸送道路に接し復旧・復興の拠点としての機能が必要とされるところが多く、今後も整備を推し進めていくものとする。</p> <p>また、<u>災害時に避難路となる緑道や避難経路上の公園・緑地についても整備に努めるものとする。</u></p> <p>第4 河川</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 準用河川、普通河川等の整備 準用河川や普通河川及びその他の一般排水路については、宅地開発による市街化の進展を考慮して整備を推進するとともに、老朽化している施設の整備に努めるものとする。</p> <p>3 ため池の整備 市の管理するため池については、利用状況を考慮しながら整備を行っているが、<u>その際に堤体の補強や護岸の整備によって耐震性の向上を図っている。</u></p> <p>4 略</p> <p>第5 港湾 略</p> <p>1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震</p>	<p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 準用河川、普通河川等の整備 準用河川や普通河川及びその他の一般排水路については、宅地開発による市街化の進展を考慮して整備を推進するとともに、老朽化している施設の整備に努めるものとする。<u>また、耐震点検により対策が必要となった区間においては、耐震性の向上を図っていく。</u></p> <p>3 ため池の整備 市の管理するため池については、利用状況を考慮しながら整備を行っていく。<u>また、ため池の点検を行うとともに、とりわけ大規模地震発生時における堤体の安全性を確保できるよう、必要な耐震点検、対策が必要となった箇所の耐震性の向上を図っていく。</u></p> <p>4 略</p> <p>第5 港湾 略</p> <p>1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震</p>	<p>対策の整備</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>補強 略</p> <p>名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するためガーデンふ頭に1バース、稲永ふ頭に2バース、国際海上コンテナ物流機能を維持するため、飛島ふ頭に1バース、国際バルク物流機能を維持するため北浜ふ頭に3バースの耐震強化岸壁を位置づけている。</p> <p>略</p> <p>2～5 略</p> <p>第6、第7 略</p>	<p>補強 略</p> <p>名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するためガーデンふ頭に1バース、稲永ふ頭に2バース、<u>金城ふ頭に1バース</u>、国際海上コンテナ物流機能を維持するため、飛島ふ頭に1バース、国際バルク物流機能を維持するため北浜ふ頭に3バースの耐震強化岸壁を位置づけている。</p> <p>略</p> <p>2～5 略</p> <p>第6、第7 略</p>	<p>時点修正</p>
10	58	<p>第4節 ライフラインの整備 略</p> <p>第1 水道施設等 略</p> <p>1 計画目標</p> <p>水道施設を地震や風水害等の災害に強くするため、老朽化施設の<u>整備・改良</u>を進めるとともに、浄水場間及び配水場間の送・配水管による相互連絡を図る。</p>	<p>第4節 ライフラインの整備 略</p> <p>第1 水道施設等 略</p> <p>1 計画目標</p> <p>水道施設を地震や風水害等の災害に強くするため、老朽化施設の<u>改築・更新</u>を進めるとともに、浄水場間及び配水場間の送・配水管による相互連絡を図る。</p>	<p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。</p> <p>2 施設の整備</p> <p>(1) <u>老朽化施設の整備・改良として、鍋屋上野浄水場等の整備を進めている。</u></p> <p>(2) <u>送水幹線の複数化による安定給水の確保を図っている。</u></p>	<p>また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。</p> <p>2 施設の整備</p> <p>(1) <u>浄水場や配水場などの水道基幹施設の耐震化について、次の整備を進めている。</u></p> <p><u>ア 「個々の施設の耐震化」として、老朽化施設や液状化の危険度が高い地域に立地する施設など、大規模地震時に被害が発生する可能性が高い施設の耐震化を優先的に行っている。</u></p> <p><u>イ 「システム全体の耐震化」として、基幹施設を結ぶ送水管など重要な管路の複線化や耐震化など、バックアップ体制を強化している。</u></p> <p>(2) <u>水道基幹施設の浸水対策としては、浄水場や配水場の開口部を高く設定すること等により浄水処理や送配水が継続できるように整備している。</u></p>	<p>対策の整理</p>



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ア 配水管の新設及び老朽管の布設替えは耐震管を用いて行っている。</p> <p>イ <u>応急給水拠点や避難所となる小学校へ至る管路（応急給水管路）の耐震化が完了し、給水優先度が高い病院や入所型社会福祉施設等へ至る管路（重要給水管路）を優先的に耐震化している。</u></p> <p>ウ 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ <u>配水場の停電に対しては、他の配水場や浄水場からの送配水が可能となるようバックアップ体制をとっている。</u></p> <p><u>エ 短時間の停電対策として、市北部に給水するための春日井配水塔（貯</u></p>	<p>ア 配水管の新設及び老朽管の布設替えは耐震管を用いて行っている。</p> <p>イ <u>応急給水拠点や避難所となる小学校へ至る管路（応急給水管路）、救急病院や透析医療機関、入所型社会福祉施設などへ至る管路（重要給水管路）の耐震化が完了し、災害時に救護所となる市立中学校へ至る管路を優先的に耐震化している。</u></p> <p>ウ 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ <u>配水場の停電に対しては、他の配水場や浄水場からバックアップの送配水が可能となるように整備している。また、一定時間の停電に対しては、配水塔や配水池の貯水により配水が可能である。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>対策の整備</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>水量 17,000m<sup>3</sup>、市西南部に給水するための大治配水塔（貯水量 9,300 m<sup>3</sup>）、市東南部丘陵地に給水する鳴海配水塔（貯水量 12,000m<sup>3</sup>）、市東部に給水する猪高配水塔（貯水量 7,500m<sup>3</sup>）、市東北部丘陵地に給水する吉根配水塔（貯水量 5,800m<sup>3</sup>）並びに市東部高台区域に給水する平和公園配水塔等（貯水量 600m<sup>3</sup>）を設置している。</u></p> <p><u>(10) 通信設備として、次の整備を行っている。</u></p> <p><u>災害時においては、情報ネットワークを活用した業務用局内電話回線網、一般加入電話及び業務用移動無線を効果的に活用する。また、光ファイバー等を通信回線としたイントラネットを活用し、電子メールを利用しての情報のやり取り及びウェブを利用して参集状況の入力及び確認が行える。</u></p> <p><u>ア 通信事業者の運営する F A X 一</u></p>		



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>齊同報サービスを整備している。</u></p> <p><u>イ 無線通信は、多重無線と業務用移動無線を整備している。</u></p> <p><u>ウ 総務省の免許方式に従った、市役所統制局（防災指令センター）の防災行政用無線（多重固定系無線）との整合を図った整備をしている。</u></p> <p><u>エ 主要施設の通信回線は多重化し、障害時においても安定的な通信を確保できるよう整備している。</u></p> <p><u>オ 衛星携帯電話を9営業所に18台、4管路センターに8台、3浄水場に6台、経営企画課、下水道計画課、配水課、施設管理課にそれぞれ1台ずつ整備している。</u></p> <p>3 応急給水施設の整備            (1) 応急給水拠点の整備                ア 略                イ 広域避難場所、避難所等に仮設給水栓を<u>設備し</u>、応急給水ができるようにするため、耐震管で消火栓を設置している。</p>	<p>3 応急給水施設<u>等</u>の整備            (1) 応急給水拠点の整備                ア 略                イ 広域避難場所、避難所等<u>では、消火栓に</u>仮設給水栓を<u>設置し</u>応急給水ができるようにするため、耐震管で消火栓を設置している。</p>	<p>対策の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ウ 略</p> <p>(2) 応急給水資機材及び災害用機材倉庫等の整備</p> <p>ア 略</p> <p>イ 迅速な応急活動に備え、応急給水等に必要な資機材を配備する災害用機材倉庫の整備を進めている。</p>	<p>ウ 略</p> <p><u>エ 避難所となる市立小学校に、地域の方が自ら操作して飲料水を確保できる地下式給水栓を整備している。また、災害時に救護所となる市立中学校にも整備を進めている。</u></p> <p>(2) 応急給水資機材及び災害用機材倉庫等の整備</p> <p>ア 略</p> <p>イ 迅速な応急活動に備え、応急給水等に必要な資機材を配備する災害用機材倉庫を整備している。</p> <p><u>4 通信設備の整備</u></p> <p><u>災害時においては、イントラネット、一般加入電話、業務用局内電話、災害時優先電話、停電対応電話、MCA無線及び衛星携帯電話を効果的に活用する。</u></p> <p><u>(1) イン트라ネットの回線は一部の公所を除き二重化している。</u></p> <p><u>(2) ファクシミリは一部内線電話網を使用することができ、特定の課公所には外線を使った一斉同報サービス(i</u></p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>4</u> 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センター本部事務所に計<u>10</u>台、鍋屋上野浄水場に2台、合計<u>12</u>台配備している。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>略</p> <p>1 計画目標</p>	<p><u>FAX</u>)を整備している。</p> <p><u>(3) 固定電話と携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、また、停電時也可以使用できる停電対応電話機を整備している。</u></p> <p><u>(4) 局内の無線設備の統一と災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MCA無線の配備を進めている。(平成27年3月現在 59台)</u></p> <p><u>(5) 停電を含む甚大な被害が発生し、電話、イントラネット等の通信手段が断絶した場合の現地と指令室本部との情報共有を行うため、衛星携帯電話を36台配備している。</u></p> <p><u>5</u> 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センター本部事務所に計<u>11</u>台、鍋屋上野浄水場に2台、合計<u>13</u>台配備している。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>略</p> <p>2 計画目標</p>	<p>表記の整理</p> <p>時点修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>処理施設、管路施設等の主要なものについて構造面での対策を行うとともに、施設が被災しても対応が可能になるような危険分散型の施設システムや管理システムの構築を図るものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 管路施設の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>幹線管きよの整備にあたっては、災害時においても機能の効率性を図るよう必要に応じて幹線相互の連絡に努める。また、水害時におけるマンホール蓋の飛散防止に努める。</u></p> <p>(3)～(6)</p> <p>(7) <u>汚泥輸送管の二条化及びループ化を図り、被災時の汚泥輸送ルート of 確保に努める。</u></p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>4 応急復旧用資機材の整備</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 大都市間で緊急時に提供可能な資機</p>	<p>処理施設、<u>排水施設</u>、管路施設等の主要なものについて構造面での対策を行うとともに、施設が被災しても対応が可能になるような危険分散型の施設システムや管理システムの構築を図るものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 管路施設の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>(削除)</u> 水害時におけるマンホール蓋の飛散防止に努める。</p> <p>(3)～(6)</p> <p>(7) <u>汚泥輸送管は、まずは1条の耐震化を図り、その後、2条化を目標とし、被災時の汚泥輸送ルート of 確保に努める。</u></p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>4 応急復旧用資機材の整備</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 大都市間<u>及び中部ブロック内</u>で緊急</p>	<p>誤記修正</p> <p>表記の整理</p> <p>誤記修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>材に関する情報の共有化を図る。</p> <p>5 通信設備の整備</p> <p><u>災害時においては、情報ネットワークを活用した業務用局内回線網及び一般加入電話を効果的に活用する。また、光ファイバー等を通信回線としたイントラネットを活用し、電子メールを利用しての情報のやり取り及びウェブを利用して参集状況の入力及び確認を行う。</u></p> <p><u>(1) MCA無線で各公所との情報連絡網の強化を図る。</u></p>	<p>時に提供可能な資機材に関する情報の共有化を図る。</p> <p>5 通信設備の整備</p> <p><u>災害時においては、イントラネット、一般加入電話、業務用局内電話、災害時優先電話、停電対応電話、MCA無線及び衛星携帯電話を効果的に活用する。</u></p> <p><u>(1) イントラネットの回線は一部の公所を除き二重化している。</u></p> <p><u>(2) ファクシミリは一部内線電話網を使用することができ、特定の課公所には外線を使った一斉同報サービス(iFAX)を整備している。</u></p> <p><u>(3) 固定電話と携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、また、停電時も使用できる停電対応電話機を整備している。</u></p> <p><u>(4) 局内の無線設備の統一と災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、M</u></p>	<p>対策の整備</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 略</p> <p>(3) <u>主要施設の通信回線は多重化し、障害時においても安定的な通信を確保できるように整備に努める。</u></p> <p>第3、第4 略</p> <p>第5 電力施設（中部電力株式会社） 略</p> <p>1 設備別対策</p> <p>(1) 火力発電所</p> <p>ア 雷害対策</p> <p><u>発電機は、建物内にあるため直撃雷による被害はないが、屋外にある送電線に落雷すると異常な高電圧が侵入し、被害を受けることがある。こうした被害を防止するため、<u>屋外機器の保護として避雷器を取り付けたり、発電機に異常電圧吸収器を設置している。</u></u></p> <p>イ 台風・集中豪雨対策 略</p>	<p><u>CA無線の配備を進めている。（平成27年3月現在 59台）</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第3、第4 略</p> <p>第5 電力施設（中部電力株式会社） 略</p> <p>1 設備別対策</p> <p>(1) 火力発電所</p> <p>ア 雷害対策</p> <p><u>(削除)</u> 屋外にある送電線等に落雷すると異常な高電圧が侵入し、<u>発電設備が被害を受けることがある。こうした被害を防止するため、(削除) 避雷器を取り付け (削除) ている。</u></p> <p>イ 台風・集中豪雨対策 略</p>	<p>対策の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>また、浸水を防ぐため防水扉の閉鎖、土のう積み、排水装置の稼働等の応急対策を行っている。</u></p> <p><u>一方、塩分の飛来によって絶縁が弱められることから、絶縁強度の高い碍子の使用、碍子の水洗い、水をはじく性質を持つシリコンコンパウンド塗布などを行って停電事故のないよう努めている。</u></p> <p>ウ 地震対策</p> <p>(ア) 発電所の<u>主設備は、地震力に比べ台風時等の強風時荷重の方が大きくなる。このため、強風に対して十分な強度を有するよう設計する鉄塔は、地震に対しても十分な強度を持っている。</u></p> <p>なお、過去の地震においても、地震動による<u>支持物</u>の倒壊や損傷は発生していない。</p> <p>(イ) 発電所に地震計を設置しており、<u>地震の大きさ</u>によって発電機を安全停止させる。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>ウ 地震対策</p> <p>(ア) 発電所の<u>主要設備は、(削除)</u>地震に対して<u>(削除)</u>十分な強度を持っている。なお、過去の地震においても、地震動による<u>発電設備</u>の倒壊や損傷は発生していない。</p> <p>(イ) 発電所に地震計を設置しており、地震<u>(削除)</u>によって<u>発電設備に損傷等の恐れがあるときは、</u></p>	<p>設備の廃止</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整備</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(ウ) 燃料タンクの周囲に、流出油防止のための防油堤<u>及び防止堤</u>を設置している</p> <p>(エ) 燃料タンク火災の発生に備え、<u>固定及び移動の</u>消火設備や緩衝空地を設け、被害が周辺に及ばないようにしている。</p> <p>(2) 変電設備</p> <p>ア 雷害対策</p> <p>避雷器、機器放電ギャップ及び架空地線など<u>によって、雷から</u>設備被害を防止<u>するよう設備されている。</u></p> <p>イ 台風・集中豪雨対策</p> <p>変電所の機器類は、風雨による被害発生のおそれはないと判断されるが、台風時には海岸に近い変電所などでは塩害による絶縁<u>劣化</u>のおそれがあり、この防止策として、絶縁強度の高い碍子の使用、碍子の水洗い、シリコンコンパウンド塗布などを行っている。</p>	<p><u>発電設備を</u>停止させる。</p> <p>(ウ) 燃料タンクの周囲に、流出油防止のための防油堤 <u>(削除)</u> を設置している</p> <p>(エ) 燃料タンク火災の発生に備え、<u>(削除)</u> 消火設備や緩衝空地を設け、被害が周辺に及ばないようにしている。</p> <p>(2) 変電設備</p> <p>ア 雷害対策</p> <p>避雷器、機器放電ギャップ及び架空地線など<u>を設置し、雷による</u>設備被害を防止<u>している。</u></p> <p>イ 台風・集中豪雨対策</p> <p>変電所の機器類は、風雨による被害発生のおそれはないと判断されるが、台風時には海岸に近い変電所などでは塩害による絶縁<u>低下</u>のおそれがあり、この防止策として、絶縁強度の高い碍子の使用、碍子の水洗い、シリコンコンパウンド塗布などを行っている。</p>	<p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p>



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		略 ウ 略 (3)、(4) 略 2 略	略 ウ 略 (3)、(4) 略 2 略	
11	68	第5節 交通施設の整備 略 第1 市営交通 略 1、2 略 3 バス (1)～(3) 略 (4) 応急復旧体制の整備 <u>想起</u> の運転再開に必要な応急復旧 資機材を引続き整備するとともに、燃 料の納入等についての協定等に基づ き応急措置を行うこととする。 第2～第4 略	第5節 交通施設の整備 略 第1 市営交通 略 1、2 略 3 バス (1)～(3) 略 (4) 応急復旧体制の整備 <u>早期</u> の運転再開に必要な応急復旧 資機材を引続き整備するとともに、燃 料の納入等についての協定等に基づ き応急措置を行うこととする。 第2～第4 略	誤記修正
12	72	第6節 防災拠点の整備 略 第1 防災拠点の役割及び体系 略 1 防災拠点の役割	第6節 防災拠点の整備 略 第1 防災拠点の役割及び体系 略 1 防災拠点の役割	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>表中</p> <table border="1" data-bbox="398 327 992 518"> <tr> <td data-bbox="398 327 544 518">遺体安置所</td> <td data-bbox="544 327 672 518"></td> <td data-bbox="672 327 784 518">略</td> <td data-bbox="784 327 992 518">スポーツセンター 生涯学習センター 寺院</td> </tr> </table> <p>第2 防災拠点施設の整備</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="398 614 992 957"> <tr> <td data-bbox="398 614 600 662">略</td> <td data-bbox="600 614 992 662">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 662 600 957">避難所指定施設</td> <td data-bbox="600 662 992 957">市民用災害救助物資の備蓄を行う。スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。</td> </tr> </table> <p>第3 気象等観測施設・水防施設等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 水防施設</p> <p>(1) 雨量、河川水位観測所</p> <p>雨量観測所（市有32箇所）及び河川水位観測所（市有25箇所）をテレメータ化し、オンラインでコンピュータと結び、必要なデータは緑政土木局、消</p>	遺体安置所		略	スポーツセンター 生涯学習センター 寺院	略	略	避難所指定施設	市民用災害救助物資の備蓄を行う。スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。	<p>表中</p> <table border="1" data-bbox="1019 327 1612 518"> <tr> <td data-bbox="1019 327 1164 518">遺体安置所</td> <td data-bbox="1164 327 1292 518"></td> <td data-bbox="1292 327 1404 518">略</td> <td data-bbox="1404 327 1612 518">スポーツセンター 生涯学習センター 寺院 <u>富田北プール</u></td> </tr> </table> <p>第2 防災拠点施設の整備</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1019 614 1612 957"> <tr> <td data-bbox="1019 614 1220 662">略</td> <td data-bbox="1220 614 1612 662">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1019 662 1220 957">避難所指定施設</td> <td data-bbox="1220 662 1612 957">市民用災害救助物資の備蓄を行う。スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 <u>避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。</u></td> </tr> </table> <p>第3 気象等観測施設・水防施設等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 水防施設</p> <p>(1) 雨量、河川水位観測所</p> <p>雨量観測所（市有32箇所）及び河川水位観測所（市有27箇所）をテレメータ化し、オンラインでコンピュータと結び、必要なデータは緑政土木局、消</p>	遺体安置所		略	スポーツセンター 生涯学習センター 寺院 <u>富田北プール</u>	略	略	避難所指定施設	市民用災害救助物資の備蓄を行う。スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 <u>避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。</u>	<p>施設の指定</p> <p>対策の整備</p> <p>時点修正</p>
遺体安置所		略	スポーツセンター 生涯学習センター 寺院																	
略	略																			
避難所指定施設	市民用災害救助物資の備蓄を行う。スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。																			
遺体安置所		略	スポーツセンター 生涯学習センター 寺院 <u>富田北プール</u>																	
略	略																			
避難所指定施設	市民用災害救助物資の備蓄を行う。スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 <u>避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。</u>																			

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測体制の万全を期するものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測体制の万全を期するものとする。</p> <p>(2) 略</p>	
13	78	<p>第 7 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 市設建築物の耐震性能の現状</p> <p>平成7年度から平成25年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。</p> <p>営繕施設：対象施設376棟を耐震診断                      学校施設：対象施設1, 151棟を耐震診断                      企業局等施設：対象施設のうち223棟を耐震診断</p> <p>また、平成7年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、平成 25年度末時点で延べ 986 棟耐震対策を終えている。</p>	<p>第 7 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 市設建築物の耐震性能の現状</p> <p>平成7年度から平成26年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。</p> <p>営繕施設：対象施設376棟を耐震診断                      学校施設：対象施設1, 151棟を耐震診断                      企業局等施設：対象施設のうち217棟を耐震診断</p> <p>また、平成7年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、平成 26年度末時点で延べ 991 棟耐震対策を終えている。</p>	<p>時点修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																														
		<p>表中</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">避難所</td> <td>営繕・学校 施設</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>765</td> </tr> <tr> <td>企業局施設</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>769</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">防災拠点以外 の施設</td> <td>営繕・学 校施設</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>66 (38)</td> </tr> <tr> <td>企業局 施設</td> <td>略</td> <td>98</td> <td>56</td> <td>35</td> <td>91</td> <td>略</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>略</td> <td>255</td> <td>124</td> <td>65</td> <td>189</td> <td>略</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>723</td> <td>729</td> <td>292</td> <td>略</td> <td>1,021</td> </tr> </table> <p>第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設 略</p> <p style="text-align: right;">平成26年6月1日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>施設</td> <td>耐震診断結果から耐震化整備 が必要なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>区役所（支所）・ 保健所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table>	避難所	営繕・学校 施設	略	略	略	略	略	略	765	企業局施設	略	略	略	略	略	略	略	計	略	略	略	略	略	略	769	防災拠点以外 の施設	営繕・学 校施設	略	略	略	略	略	略	66 (38)	企業局 施設	略	98	56	35	91	略	84	計	略	255	124	65	189	略	150	合計		略	略	723	729	292	略	1,021	区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備 が必要なもの	略			略	区役所（支所）・ 保健所	—	略			<p>表中</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">避難所</td> <td>営繕・学校 施設</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>769</td> </tr> <tr> <td>企業局施設</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>773</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">防災拠点以外 の施設</td> <td>営繕・学 校施設</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>69 (38)</td> </tr> <tr> <td>企業局 施設</td> <td>略</td> <td>95</td> <td>57</td> <td>37</td> <td>94</td> <td>略</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>略</td> <td>252</td> <td>125</td> <td>67</td> <td>192</td> <td>略</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>720</td> <td>730</td> <td>294</td> <td>略</td> <td>1,024</td> </tr> </table> <p>第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設 略</p> <p style="text-align: right;">平成27年6月1日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>施設</td> <td>耐震診断結果から耐震化整備 が必要なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>区役所（支所）・ 保健所</td> <td>— (※)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table>	避難所	営繕・学校 施設	略	略	略	略	略	略	769	企業局施設	略	略	略	略	略	略	略	計	略	略	略	略	略	略	773	防災拠点以外 の施設	営繕・学 校施設	略	略	略	略	略	略	69 (38)	企業局 施設	略	95	57	37	94	略	91	計	略	252	125	67	192	略	160	合計		略	略	720	730	294	略	1,024	区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備 が必要なもの	略			略	区役所（支所）・ 保健所	— (※)	略			
避難所	営繕・学校 施設	略		略	略	略	略	略	765																																																																																																																																									
	企業局施設	略		略	略	略	略	略	略																																																																																																																																									
	計	略	略	略	略	略	略	769																																																																																																																																										
防災拠点以外 の施設	営繕・学 校施設	略	略	略	略	略	略	66 (38)																																																																																																																																										
	企業局 施設	略	98	56	35	91	略	84																																																																																																																																										
	計	略	255	124	65	189	略	150																																																																																																																																										
合計		略	略	723	729	292	略	1,021																																																																																																																																										
区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備 が必要なもの																																																																																																																																																
略																																																																																																																																																		
略	区役所（支所）・ 保健所	—																																																																																																																																																
略																																																																																																																																																		
避難所	営繕・学校 施設	略	略	略	略	略	略	769																																																																																																																																										
	企業局施設	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																										
	計	略	略	略	略	略	略	773																																																																																																																																										
防災拠点以外 の施設	営繕・学 校施設	略	略	略	略	略	略	69 (38)																																																																																																																																										
	企業局 施設	略	95	57	37	94	略	91																																																																																																																																										
	計	略	252	125	67	192	略	160																																																																																																																																										
合計		略	略	720	730	294	略	1,024																																																																																																																																										
区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備 が必要なもの																																																																																																																																																
略																																																																																																																																																		
略	区役所（支所）・ 保健所	— (※)																																																																																																																																																
略																																																																																																																																																		

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考												
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>小・中・高校</td> <td><u>中島小学校、高針小学校、 八事東小学校、前津中学校</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table> <p>(注) 略 (注) 略</p>		小・中・高校	<u>中島小学校、高針小学校、 八事東小学校、前津中学校</u>	略			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>小・中・高校</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table> <p>(注) 略 (注) 略</p> <p><u>※ 千種区役所と他団体施設の合築建築物において、市所有部分は耐震性を満たしているものの、他団体の所有部分が耐震性を満たしていないことにより、機能継続性を確保するための対策を検討・実施する必要がある。</u></p>		小・中・高校	二	略			現状の記載
	小・中・高校	<u>中島小学校、高針小学校、 八事東小学校、前津中学校</u>														
略																
	小・中・高校	二														
略																
14	81	<p>第8節 輸送体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 輸送ルートの整備</p> <p>略</p> <p>1 陸上輸送ルート</p> <p>本市における陸上輸送ルートは、広域的な輸送ルート体系の基盤であり、効率的かつ代替性を考慮した道路ネットワークの形成が必要であるため、市内の主要道路のうち特に市南西部に存する道路については、路面高を平均潮位以上にする</p>	<p>第8節 輸送体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 輸送ルートの整備</p> <p>略</p> <p>1 陸上輸送ルート</p> <p>本市における陸上輸送ルートは、広域的な輸送ルート体系の基盤であり、効率的かつ代替性を考慮した道路ネットワークの形成が必要であるため、市内の主要道路のうち特に市南西部に存する道路については、路面高を平均潮位以上にする</p>													

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>等の整備をする。また、各道路管理者は、            予め緊急輸送道路の耐震性の向上や適切な維持管理に努める。</p> <p>略            2～4 略            第2 略</p>	<p>等の整備をする。また、各道路管理者は、            予め緊急輸送道路の耐震性の向上や適切な維持管理に努めるとともに、<u>地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。</u></p> <p>略            2～4 略            第2 略</p>	<p>対策の整備</p>
15	83	<p>第9節 防災情報網の整備            略            第1 情報・通信機器の整備            略            1 略            2 無線電話            (1) 略            (2) その他局用無線            それぞれの局内業務用無線で、消防</p>	<p>第9節 防災情報網の整備            略            第1 情報・通信機器の整備            略            1 略            2 無線電話            (1) 略            (2) その他局用無線            それぞれの局内業務用無線で、消防</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>無線、上下水道<u>無線</u>がある。</p> <p>3 略</p> <p>4 水防情報システム 雨量観測所（市有 32 箇所）及び河川水位観測所（市有 25 箇所）をテレメータ化し、オンラインで結び、必要なデータは緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視するとともに、国土交通省、愛知県、民間気象情報などを活用することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測を行うもの。</p> <p>5～9 略</p> <p>第2 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>1 災害時優先電話の指定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定の要請 各局・室・区は、災害時優先電話の指定を受ける必要がある加入電話・FAXについて、<u>消防局防災・危機管理部災害対策課</u>を通じてNTT西日本</p>	<p>無線、上下水道<u>局MCA無線</u>がある。</p> <p>3 略</p> <p>4 水防情報システム 雨量観測所（市有 32 箇所）及び河川水位観測所（市有 25 箇所）をテレメータ化し、オンラインで結び、必要なデータは<u>防災危機管理局</u>、緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視するとともに、国土交通省、愛知県、民間気象情報などを活用することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測を行うもの。</p> <p>5～9 略</p> <p>第2 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>1 災害時優先電話の指定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定の要請 各局・室・区は、災害時優先電話の指定を受ける必要がある加入電話・FAXについて、<u>防災危機管理局危機対策室</u>を通じてNTT西日本名古屋支</p>	<p>表記の整理</p> <p>組織の改正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>名古屋支店に対し指定の要請を行う。</p> <p>2 電話番号表（簿）の作成 各局・室・区は、加入電話、専用電話、防災行政無線多重固定系電話及びデジタル移動無線の通話及びファクシミリ使用時の混乱を避けるため、あらかじめ情報連絡に使用する電話番号を<u>消防局防災・危機管理部災害対策課</u>に報告しておく。</p> <p><u>消防局防災・危機管理部災害対策課</u>は、当該電話番号をとりまとめ、災害対策本部電話番号表（簿）を作成し、各局・室・区に周知しておく。</p> <p>略</p> <p>第3、第4、図 略</p>	<p>店に対し指定の要請を行う。</p> <p>2 電話番号表（簿）の作成 各局・室・区は、加入電話、専用電話、防災行政無線多重固定系電話及びデジタル移動無線の通話及びファクシミリ使用時の混乱を避けるため、あらかじめ情報連絡に使用する電話番号を<u>防災危機管理局危機対策室</u>に報告しておく。</p> <p><u>防災危機管理局危機対策室</u>は、当該電話番号をとりまとめ、災害対策本部電話番号表（簿）を作成し、各局・室・区に周知しておく。</p> <p>略</p> <p>第3、第4、図 略</p>	
16	88	<p>第10節 救護・救援体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 食糧等の確保</p> <p>略</p> <p>1 備蓄 災害時には、一時的な流通機構の混乱等から食糧や生活必需品の確保が困難</p>	<p>第10節 救護・救援体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 食糧等の確保</p> <p>略</p> <p>1 備蓄 災害時には、一時的な流通機構の混乱等から食糧や生活必需品の確保が困難</p>	



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>になるばかりでなく、断水、停電、ガス停止等により調理もできなくなることが予想される。<u>また、警戒宣言時には、流通機構の混乱が予測される。</u></p> <p>このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、<u>乾パン</u>、アルファ化米、粉ミルク等の<u>非常食糧及び毛布、上敷等の生活用品</u>や仮設トイレ等の<u>備蓄を行い</u>、その補充及び更新を行う<u>ものとする</u>。また<u>備蓄の品目は、高齢者や乳幼児等の災害時要援護者に配慮し、内容の充実を図るものとする。</u></p> <p>これらの備蓄物資は<u>備蓄倉庫、区役所・支所で保管するほか</u>、災害時の交通途絶や輸送ラインの寸断の場合にも迅速に配布できるよう、<u>必要最小限を小中学校やコミュニティセンターなどの避難所にも分散配置する。</u></p> <p>なお、保管場所として小中学校に防災備蓄倉庫を整備する。</p>	<p>になるばかりでなく、断水、停電、ガス停止等により調理もできなくなることが予想される。<u>(削除)</u></p> <p>このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、<u>南海トラフ巨大地震の被害想定において発生するとされた避難所避難者数約 13万 8千人に対し、発災後 3日分の必要量として、名古屋市震災対策実施計画に基づき平成 30年度までに、食糧 151万食及び 1人あたり 2枚となる 27万 6千枚の毛布の備蓄等を行う。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等の備蓄を行い、生活必需品としては、毛布、紙おむつ等を備蓄する。また、仮設トイレ等についても備蓄を行う。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の</u></p>	<p>対策の整備</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>2 緊急調達体制の確立</p> <p>災害時における応急救助物資の供給を確保し、災害応急対策の円滑化を図るため、<u>健康福祉局</u>は関係局と連携を図りながら、食糧及び生活必需品の関係業界と協議し、事業者団体等との物資供給協定の締結を推進するなどにより、これら物資の緊急時における調達に万全を期するものとする。</p>	<p><u>一部の地域)については、避難所定員に対し、1人あたり30の飲料水の備蓄を行う。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の災害時要援護者に配慮されたものとする。</u></p> <p>これらの備蓄物資は、災害時の交通途絶や輸送ラインの寸断の場合にも迅速に配布できるよう、小中学校やコミュニティセンターなどの避難所に<u>地域や定員などを勘案し配備するほか、備蓄倉庫、区役所・支所においても保管する。</u></p> <p>なお、保管場所として小中学校に防災備蓄倉庫を整備する。</p> <p>2 緊急調達体制の確立</p> <p>災害時における応急救助物資の供給を確保し、災害応急対策の円滑化を図るため、<u>市民経済局</u>は関係局と連携を図りながら、食糧及び生活必需品の関係業界と協議し、事業者団体等との物資供給協定の締結を推進するなどにより、これら物資の緊急時における調達に万全を期するものとする。</p>	<p>体制の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>る。</p> <p>3 水等の確保 市民生活にとって必要不可欠な水の確保は、「第4節 ライフラインの整備 第1 水道施設等」による。</p> <p>また、工場・<u>家庭用</u>等の井戸の中から<u>水質検査結果等をもとに</u>災害応急用井戸を指定し、市民への周知などを実施することにより、緊急時における地域住民の生活用水等の確保を図るものとする。</p> <p>第2 略 第3 応急医療体制の整備 略 1、2 略 3 市立病院の医療機能の確保 市立病院は、特に重傷者の治療、収容を行う災害医療活動拠点として診療機</p>	<p>る。</p> <p>3 水等の確保 市民生活にとって必要不可欠な水の確保は、「第4節 ライフラインの整備 第1 水道施設等」による。<u>ただし、前述のとおり、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域については、避難所定員に対し、1人あたり約30の飲料水の備蓄を行うものとする。</u></p> <p>また、工場・<u>事業場</u>等の井戸の中から<u>(削除)</u>災害応急用井戸を指定し、市民への周知などを実施することにより、緊急時における地域住民の生活用水等の確保を図るものとする。</p> <p>第2 略 第3 応急医療体制の整備 略 1、2 略 3 市立病院の医療機能の確保 市立病院は、特に重傷者の治療、収容を行う災害医療活動拠点として診療機</p>	<p>対策の整備</p> <p>災害応急用井戸の指定要件の緩和</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>能を維持するため、電気・水・ガス等のライフラインの確保、医薬品・衛生材料・給食材料等の備蓄、施設・設備の安全確保、<u>さらには</u>緊急連絡システムの確立、<u>防災</u>マニュアルの見直し等の整備を行う。</p> <p>4 略</p>	<p>能を維持するため、電気・水・ガス等のライフラインの確保、医薬品・衛生材料・給食材料等の備蓄、施設・設備の安全確保、<u>(削除)</u>緊急連絡システムの確立、<u>災害対応</u>マニュアルの見直し等の整備を行う。</p> <p>4 略</p>	<p>表記の整理</p>
17	91	<p>第11節 避難体制の整備 略</p> <p>第1 避難所・広域避難場所の確保</p> <p>1 避難所 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 避難所の指定手順 略</p> <p>ア 指定</p> <p>図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">市 長 (<u>災害対策課</u>)</p> </div>	<p>第11節 避難体制の整備 略</p> <p>第1 避難所・広域避難場所の確保</p> <p>1 避難所 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 避難所の指定手順 略</p> <p>ア 指定</p> <p>図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">市 長 (<u>地域防災室</u>)</p> </div>	<p>組織の改正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>イ 解除            図中 <span style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">市長 (<u>災害対策課</u>)</span>            2～4 略            第2 略</p>	<p>イ 解除            図中 <span style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">市長 (<u>地域防災室</u>)</span>            2～4 略            第2 略</p>	
18	95	<p>第12節 災害時要援護者対策            略            第1 避難・誘導対策            略            1～3 略            4 避難行動要支援者名簿の外部提供            避難行動要支援者名簿に記載された情報の外部提供を行うにあたっては、避難行動要支援者名簿に掲載された本人から同意を得たうえで行うものとする。</p>	<p>第12節 災害時要援護者対策            略            第1 避難・誘導対策            略            1～3 略            4 避難行動要支援者名簿の外部提供  <u>平常時において</u>避難行動要支援者名簿に記載された情報の外部提供を行うにあたっては、避難行動要支援者名簿に掲載された本人から同意を得たうえで行うものとする。<u>また、災害が発生または災害が発生するおそれのある場合においては、災害対策本部員会議で本部長の決定を経た上で不同意者を含む名簿情報の提供を行うものとする。なお、この場合は平常時の提供先のみ</u></p>	対策の整備

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(1)名簿情報の提供先 (避難支援等関係者となる者) ア～ウ 略</p> <p>(2) 名簿の更新 避難行動要支援者名簿は、必要な都度最新の情報に更新し、健康福祉局<u>及び</u>各区役所にて保管する。</p>	<p><u>ならず、避難支援等の実施に必要な限度で幅広い対象へ名簿情報を提供するものとする。</u></p> <p>(1) <u>平常時における</u>名簿情報の提供先（避難支援等関係者となる者） ア～ウ 略</p> <p><u>(2) 災害が発生または災害が発生するおそれのある場合の名簿情報の提供先の例</u>  <u>ア 自主防災組織等の地域団体</u>  <u>イ 愛知県警察</u>  <u>ウ 避難所代表管理者</u>  <u>エ 福祉事業者</u>  <u>オ 障害者団体</u>  <u>カ 自衛隊 等</u></p> <p>(3) 名簿の更新 避難行動要支援者名簿は、必要な都度最新の情報に更新し、健康福祉局、<u>各区役所及び各消防署</u>にて保管する。<u>また、各区役所には2部保管し、災害発生後、区本部及び災害救助地区区本部における応急対策活動等</u></p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(3) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置</p> <p>5 外国人等に対する対策</p> <p>(1) <u>英語を始めとする 7 言語と</u>ルビ付日本語による外国人向けの生活情報冊子を作成・配布するとともに、ラジオで防災に関する外国語放送を行い、平常時から外国人の風水害等に関する知識の啓発と防災行動力の向上に努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2 略</p>	<p><u>に利用する。</u></p> <p>(4) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置</p> <p><u>「助け合いの仕組みづくり」に取組む意思決定をした自主防災組織等の地域団体へ名簿情報を提供する際には、個人情報の取扱等に関し区役所と協定を締結し、管理規約の提出を求めたうえで実施するものとする。</u></p> <p>5 外国人等に対する対策</p> <p>(1) <u>多言語及び</u>ルビ付日本語による外国人向けの生活情報冊子を作成・配布するとともに、ラジオで防災に関する外国語放送を行い、平常時から外国人の風水害等に関する知識の啓発と防災行動力の向上に努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2 略</p>	<p>表記の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
19	97	<p>第13節 防災意識の啓発及び防災訓練 略</p> <p>第1 防災意識の啓発 略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 市民・企業に対する防災教育及び広報 市民が自らの予防措置を講じ、災害時には一人ひとりが落ち着いて行動することが大切である。特に、同時多発火災の発生を抑えることが被害の軽減につながるため、各家庭における出火防止、初期消火等の徹底を図ることが課題となる。</p> <p>このため講習会、映画会及び講演会の開催、生涯学習センター、港防災センター等における教育、あるいはテレビ、ラジオ、新聞等の利用、広報冊子、パンフレット・チラシ等の作成・配付や学区防災安心まちづくり委員会、防災週間・防災とボランティア週間内における事業などあらゆる機会を通じて防災意識の啓発と防災に関する知識の普及を図る。</p>	<p>第13節 防災意識の啓発及び防災訓練 略</p> <p>第1 防災意識の啓発 略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 市民・企業に対する防災教育及び広報 市民が自らの予防措置を講じ、災害時には一人ひとりが落ち着いて行動することが大切である。特に、同時多発火災の発生を抑えることが被害の軽減につながるため、各家庭における出火防止、初期消火等の徹底を図ることが課題となる。</p> <p>このため講習会、映画会及び講演会の開催、生涯学習センター、港防災センター等における教育や<u>自助力向上の促進事業における啓発</u>、あるいはテレビ、ラジオ、新聞等の利用、広報冊子、パンフレット・チラシ等の作成・配付や学区防災安心まちづくり委員会、防災週間・防災とボランティア週間内における事業などあらゆる機会を通じて防災意識の啓発と防災に関する知識の普及を図る。</p>	<p>対策の整備</p>



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		(1)～(3) 略 4、5 略 第2 略	(1)～(3) 略 4、5 略 第2 略	
20	111	第16節 重要データの管理 略 第1 略 第2 災害対策用地リストの管理 略 そこで、予め、市所有の一定規模以上の空地については、災害対策用地リストとして <u>消防局防災・危機管理部災害対策課</u> において一括管理し、毎年更新を図っていく。 1、2 略 第3 略	第16節 重要データの管理 略 第1 略 第2 災害対策用地リストの管理 略 そこで、予め、市所有の一定規模以上の空地については、災害対策用地リストとして <u>防災危機管理局危機対策室</u> において一括管理し、毎年更新を図っていく。 1、2 略 第3 略	組織の改正
21	113	第17節 火災予防計画 第1 火災予防対策 略 1 自主防火管理体制の強化 略 (1)、(2) 略 (3) <u>防火管理者</u> サポート講習 略	第17節 火災予防計画 第1 火災予防対策 略 1 自主防火管理体制の強化 略 (1)、(2) 略 (3) <u>防火管理業務実践</u> サポート講習 略	表記の整理

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		(4)、(5) 略 2～7 略 第2 略	(4)、(5) 略 2～7 略 第2 略	
22	118	<p>第18節 津波対策</p> <p>第1 津波被害予測</p> <p>1 略</p> <p>2 被害予測</p> <p>(1) 浸水被害等</p> <p>ア 想定する各地震において、<u>津波による建物周辺への浸水が発生する個所として、名古屋港稲永ふ頭の一部</u>が予想されている。</p> <p><u>なお、過去の津波被害から海岸構造物等の機能低下を設定した津波シミュレーションにおいては、ガーデン埠頭の一部等においても津波による建物周辺への浸水が予想されている。</u></p> <p>イ 津波の<u>到着時間</u>は、<u>津波が発生してから、第1波の最高水位（押し波で始まる場合）または最低水位（引き波で始まる場合）</u>が出現するまでの時間とし、<u>想定する各地震において、地震発</u></p>	<p>第18節 津波対策</p> <p>第1 津波被害予測</p> <p>1 略</p> <p>2 被害予測</p> <p>(1) 浸水被害等</p> <p>ア 想定する各地震において、<u>浸水範囲が最大となるのは南海トラフ地震（あらゆる可能性考慮）</u>であり、<u>中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区及び緑区</u>において浸水被害が予想されている。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 津波の<u>到達時間</u>は、<u>特定の地点において津波高が30cmとなるまでの時間とし、南海トラフ地震（あらゆる可能性考慮）</u>において、<u>その時間は96分である。</u></p>	南海トラフ地震での被害想定に基づく修正

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>生から90分程度で名古屋港に至ると予想されている。</u></p> <p>第2 略</p> <p>第3 津波対策を推進する地域等 略</p> <p>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）第7条に規定する南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「対策計画作成区域」という。）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づく津波浸水想定が設定されるまでの間は、「<u>南海トラフ地震防災対策計画に係る必要な措置等について</u>」（平成26年5月14日付府政防第568号消防災第181号）に基づき愛知県が示す津波浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域とする。</p> <p>略</p> <p>第4、第5 略</p>	<p>第2 略</p> <p>第3 津波対策を推進する地域等 略</p> <p>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）第7条に規定する南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「対策計画作成区域」という。）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づく津波浸水想定（<u>削除</u>）において、水深30cm以上の浸水が想定される区域とする。</p> <p>略</p> <p>第4、第5 略</p>	<p>時点修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
23	130	<p>第23節 道路災害予防計画 略 第1 略 第2 本市以外の道路管理者の予防対策 (中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社) 1 略 2 人員の確保及び緊急用資材の調達等 災害の状況に応じ、被害の拡大防止及び応急復旧に必要な人員の確保並びに資機材の調達及び供給に必要な措置をあらかじめ定めておくとともに、資機材の備蓄及び点検に努める。 3～5 略</p>	<p>第23節 道路災害予防計画 略 第1 略 第2 本市以外の道路管理者の予防対策 (中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社) 1 略 2 人員の確保及び緊急用資材の調達等 災害の状況に応じ、被害の拡大防止、<u>道路啓開</u>及び応急復旧に必要な人員の確保並びに資機材の調達及び供給に必要な措置をあらかじめ定めておくとともに、資機材の備蓄及び点検に努める。 3～5 略 <u>6 緊急輸送路等の確保</u> <u>災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開ルート(くしの歯ルート)をあらかじめ定めておく。</u></p>	<p>対策の整備</p>
24	132	<p>第24節 放射性物質災害予防計画 第1～第3 略 第4 被ばく医療機関の把握</p>	<p>第24節 放射性物質災害予防計画 第1～第3 略 第4 被ばく医療機関の把握</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるが、市内に被ばく医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く<u>独立行政</u>法人放射線医学総合研究所(千葉県稲毛区)等の県外の被ばく医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。</p> <p>第5 災害に関する知識の習得及び訓練等 防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</p>	<p>放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるが、市内に被ばく医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く<u>国立研究開発</u>法人放射線医学総合研究所(千葉県稲毛区)等の県外の被ばく医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。</p> <p>第5 災害に関する知識の習得及び訓練等 防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集、<u>習得</u>するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</p>	<p>組織名の変更</p> <p>表記の整理</p>
25	133	<p>第25節 原子力災害予防計画</p> <p>第1 県との連携及び情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>市は、県と中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び<u>独立行政</u>法人日本原子力研究開発機構(以下、「4原子力事業者」という。)の情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、県が得た情報の収集に努める。</p> <p>略</p>	<p>第25節 原子力災害予防計画</p> <p>第1 県との連携及び情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>市は、県と中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び<u>国立研究開発</u>法人日本原子力研究開発機構(以下、「4原子力事業者」という。)の情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、県が得た情報の収集に努める。</p> <p>略</p>	<p>組織名の変更</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第2～第4 略</p> <p>第5 環境放射線モニタリングの実施等</p> <p>1 略</p> <p>2 市は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱<u>について</u>、その習熟に努める。</p> <p>第6 略</p> <p>第7 健康被害防止に係る整備</p> <p>1 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、市内に被ばく医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く<u>独立行政</u>法人放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）等の県外の被ばく医療機関の連絡先を把握する。</p> <p>2、3 略</p> <p>第8～第12 略</p>	<p>第2～第4 略</p> <p>第5 環境放射線モニタリングの実施等</p> <p>1 略</p> <p>2 市は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱<u>に関し、研修会の実施等を通じて</u>その習熟に努める。</p> <p>第6 略</p> <p>第7 健康被害防止に係る整備</p> <p>1 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、市内に被ばく医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く<u>国立研究開発</u>法人放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）等の県外の被ばく医療機関の連絡先を把握する。</p> <p>2、3 略</p> <p>第8～第12 略</p>	<p>対策の整理</p> <p>組織名の変更</p>
26	138	<p>第28節 震災対策の推進</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 被害想定に関する調査研究</p> <p>略</p>	<p>第28節 震災対策の推進</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 被害想定に関する調査研究</p> <p>略</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>また、平成 24 年度から「南海トラフの巨大地震」に関する被害想定に関する調査研究を行っており、今後も震災対策に必要な被害想定に関する調査研究を進めていく。</p> <p>3 略</p>	<p>また、平成 24～25 年度にかけて「南海トラフの巨大地震」に関する被害想定(削除)調査(削除)を行っており、今後も震災対策に必要な被害想定に関する調査研究を進めていく。</p> <p>3 略</p>	<p>時点修正</p>